

介護保険制度について

〈40歳になられた人へ〉

〈問い合わせ〉 健康推進課 介護保険係 TEL(67)2704

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として、2000年に創設されました。

・被保険対象者について

介護保険料の被保険者は、65歳以上の人(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分けられています。

・資格取得について

40歳になると自動的に資格を取得し、65歳になると自動的に第1号被保険者に切り替わります。

・保険料の徴収方法について

○健康保険に加入している人の第2号保険料
健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

なお、介護保険料は、医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で2分の1ずつ負担します。

○国民健康保険に加入している人の第2号保険料

国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

・受給要件

要介護(要支援)状態が、老化による疾病(※特定疾病)による場合に限り

※特定疾病とは：がん(末期)、関節リウマチ、初老期における認知症など16の疾病(詳しくはお問い合わせください)

〔介護サービスの利用の仕方〕

(第1号・第2号被保険者共通)

介護サービスを利用するには、要介護・要支援の認定を受ける必要があります。具体的な手続きの流れは、以下のようになります。

- ①申請する(地域包括支援センターにてご相談してください)
- ②要介護認定の調査、判定

〔調査〕

認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。また、かかりつけ医に村から依頼して、主治医意見書を作成してもらいます。

〔判定〕

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保険、福祉、医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。

なお、第2号被保険者の人は、要介護・要支援の認定状態に該当し、その状態が「特定疾病」によって生じた場合に認定されます。

- ③認定結果の通知(原則として30日以内に通知されます)
- ④ケアプランの作成

○要介護1〜5と認定された人

在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者のケアマネージャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に申し込みます。

○要支援1・2と認定された人

地域包括支援センターで担当職員がケアプランを作成します。

- ⑤サービスを利用します。

サービス事業者に「介護保険被保

険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、所得により1〜3割となり、第2号被保険者は、所得にかかわらず1割負担となります。

第8期介護保険事業計画策定に伴うニーズ調査にご協力ください!

南阿蘇村第8期介護保険事業計画(令和3年度〜5年度)の策定に向けて、2月に65歳以上の人を対象としてニーズ調査を行います。介護保険に対する皆さまからのご意見や現状を反映し、より良い事業計画とするために必要な調査です。無作為抽出された1,000人に調査票を送付しますので、お手元に届いた人はご記入の上、同封する返信用封筒で期限までに返送してください。ご面倒をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。